

## 八街市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、木造住宅の耐震診断を行う者に対し、八街市補助金等交付規則（昭和52年規則第4号）及びこの要綱に基づき、木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を補助することにより、地震時における木造住宅の安全性を高め、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 市内において平成12年5月31日以前に建築又は着工された一戸建て住宅又は併用住宅（居住の用に供する部分の床面積が、延べ床面積の2分の1以上のもの）であって、柱、梁等の主要構造部が木材の在来軸組構法又は枠組壁工法により造られ、地上の階数が2以下であるものをいう。
- (2) 耐震診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法」（国土交通省住宅局建築指導課監修、財団法人日本建築防災協会発行）に基づき、耐震診断士が行う一般診断法又は精密診断法による耐震診断をいう。
- (3) 耐震診断士 建築士であって都道府県若しくは財団法人日本建築防災協会が開催する木造の建築物の耐震診断に関する講習又はこれらと同等の耐震診断に関する講習を終了している者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録され、木造住宅を所有し、かつ、居住している者であって、当該木造住宅の耐震診断を行う者とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、木造住宅の耐震診断に要する経費の3分の2以内の額とし、8万円を限度とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、耐震診断を実施する前に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 木造住宅の登記事項証明書その他の当該木造住宅の所有者が確認できる書面
  - (2) 住民票の写し。ただし、住民基本台帳を確認することに同意した場合は、省略することができる。
  - (3) 木造住宅の建築確認通知書の写し又は当該木造住宅の建築年月日が確認出来る書面
  - (4) 耐震診断に係る見積書の写し
  - (5) 耐震診断士の建築士免許証及び耐震診断に関する講習の修了書の写し
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- （交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、当該申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定後に申請の内容を変更しようとするときは、当該変更の内容について、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の変更を承認する場合において、当該変更により前条の決定の内容を変更するときは、通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、耐震診断の完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付の決定日が属する年度の3月10日のいずれか早い期日までに、次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震診断結果報告書
- (2) 耐震診断の実施に関する契約書の写し
- (3) 耐震診断に要した費用の領収書の写し

（交付額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、  
適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、当該交付決定者に通知するものとする。

(交付請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、市長に補助金を請求するものとする。

(交付方法)

第11条 補助金の交付は、交付決定者が指定する金融機関の口座への振込みにより行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、他の方法によることができる。

(決定の取消し等)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 木造住宅耐震診断を取りやめたとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (3) 要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金の全部又は一部を交付しているときは、期限を定めて返還させることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月28日告示第133号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日告示第48号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。